

平成 21 年 5 月 19 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18530001
 研究課題名（和文） イスラム世界における法学派の伝播と定着 地域社会の法と宗教
 研究課題名（英文） Spread and Establishment of Schools of Law in the Islamic World:
 law and religion in the local community
 研究代表者
 柳橋 博之（Yanagihashi Hiroyuki）
 東京大学・大学院人文社会系研究科・准教授
 研究者番号：70220192

研究成果の概要：

スンナ派正統4法学派の一つであるハナフィー派が、東イスラム世界で勢力を拡張し、またとくに中央アジアにおいて学説を展開させ、同地への適応を図った過程を、学祖アブー・ハニーファの美德伝編纂と具体的な規定の変更を通じて示すことができた。すなわち、第1に、アブー・ハニーファを賞賛する伝承は、各時代において優勢だった価値観に対応して形成された。第2に、同派の基本書の編纂の態様を具体的に示すことができた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
18年度	1,400,000	0	1,400,000
19年度	1,300,000	390,000	1,690,000
20年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計			

研究分野：イスラム法

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：イスラム、法学派、美德伝、賃約

1. 研究開始当初の背景

ここ10年ほどの間に世界におけるイスラム法研究は質量ともに増大の一途をたどっている。その中でも研究者の関心を集めている問題の一つに、法学派の動向、また法学派が学説展開上および社会的に果たした役割がある。

しかし、従来の研究の多くは、法学者の伝記資料や年代記や地理書に依拠して、実定法規の微細な分析が欠けていたし、また学祖の伝承集成については、これを歴史的信憑性に欠けるとして、資料としては積極的に用いてこなかった。とくに、法学派成立期の法

学書は、数次にわたる編纂を経て成立したが、刊本になっているのは完成した作品だけであり、このことが学説形成の過程を具体的に追跡するためには障害となっていた。

他方、法学派が形成・確立されていく過程で学祖が理想化され、その権威が絶対的なものになっていくという現象は、かなり前から知られていた。その現象に着目した研究はすでに1950年代から現われていたが、その後の研究の進展は遅々としていた。すなわち、学祖自身の徳や偉業を讃えるために当該の学派に属する学者によって編纂された伝承集成は、その量が多いにもかかわらず、ほと

んど分析の対象になっていない。それは、たとえば預言者ムハンマドが自分がイスラム共同体に与えた行為規範の再興者としてハナフィー派の学祖アブー・ハニーフアの出現を予言していたというような、信憑性の疑いが濃い伝承が多く、従来の研究者が伝承集成を歴史資料として積極的に用いるのを躊躇したためである。

しかし、法学派がその成立した地域から離れて他の地域に拡大していき、その社会に対応して学説の修正を図っていく過程を知ることや、特定の地域や時期の事情に対応して法学派がいかんにして自分たちをアピールしたかを知ることが、法学派の本質を理解する上で必須であると思われる。

2. 研究の目的

上記のような問題意識の上に立って、本研究は2つの目的を掲げた。

第1に、実定法規の展開という点では、8世紀前半にハナフィー派の発祥地であるクーファで成立した同派の学説がいかなる発展を遂げたのかを、具体的な規定の展開および、法学書の形成過程を辿ることによって実証的に示すことを目指した。

すなわち、同派の学説は、8世紀から9世紀の初めにかけて基本的には完成し、それと同時に学祖アブー・ハニーフアおよびその直弟子がきわめて高い権威を獲得するに至った。そして、建前としては、コーランや預言者ムハンマドの言行が至高の法源とされつつも、実際にはこれらの最初期の権威ある法学者の説を実質的な法源としつつ、以後の同派の学説が発展することになる。しかし、それでも同派の学説は、時としてこれら初期の権威の学説から逸脱することがあった。

それではハナフィー派の法学者は、初期の権威ある法学者の学説をどのようにして修正していったのかという問題が生ずる。この問題にたいする答えは実定法規を扱った著作にしか求めることができないわけであるが、同派の初期の権威書とされるシャイバーニー（アブー・ハニーフアの高弟の一人）の『基本書』に関しては、現在刊本になっている版は、アブー・ハニーフアやシャイバーニーの学説と、後に発展した学説を区別することなく列挙しているため、この間の学説の発展を辿ることはできない。そこで、たとえば特定の分野（契約法や刑法など）の具体的な規定を、そのような編纂が完成する以前のテキストに依拠して読み、再構成していくことが必要だと思われる。これが本研究の一方の目的となった。

第2に、もう一つの目的は、アブー・ハニーフアの美德伝に収録された伝承が、どのような状況の下で、どのように相承されたのか、あるいは（伝承が偽作の場合）それらがどの

ように創作され、どのように相承されたのかを考察することであった。そのような考察を通じて、学祖アブー・ハニーフアはいかにして理想化されたのか、またアブー・ハニーフアを誰に向けて理想的な信徒あるいは法学者として描き出そうと試みたのかを知ることができるからである。

また、アブー・ハニーフアに次いで権威を認められたその2人の高弟アブー・ユースフとシャイバーニーがいかにしてアブー・ハニーフアの正統な後継者と目されるようになったかについても考察を要すると思われる。というのは、9世紀初頭段階では、ズファルを初めとして、この2人に並び称せられる弟子が他にもいたにもかかわらず、後世のハナフィー派の法学書では、アブー・ハニーフアとこの2人の学説が引用される頻度は、それ以外の弟子よりもはるかに高く、この2人の権威が他の弟子を圧倒するようになる過程がいまだ明らかにされていないからである。

3. 研究の方法

今しがた述べたような目的を達成するための方法について、目的に対応させて説明しておこう。

まず実定法規の展開に関しては、現在刊本になっている『基本書』が完成する前の編纂過程にある写本を、カイロとイスタンブルで探し、調査を行った。

学祖アブー・ハニーフアの理想化の過程に関しては、11世紀に編纂されたマッキーの『尊師アブー・ハニーフア美德伝』に収録された1000足らずの伝承のそれぞれについて、そのすべての伝達者をリストアップし、伝承家およびハナフィー派の伝記集を資料として、残されている限りの情報を集めた。そして、それらの伝達者の帰属（伝承家なのかハナフィー派なのか、そのいずれにも該当しないのか）や、主として伝承家による評価を基準として、11世紀に至るまでの各世代における伝達者の構成を統計的に調べた。

4. 研究成果

特筆すべき成果としては2つ挙げることができる。

第1は、「シャイバーニー『アスル』の編纂過程 - カイロ写本「賃約の書」の分析から」に発表した成果である。これは、『基本書』のカイロ写本の分析から得られた成果である。要約すると次のようになる。

『基本書』の原型は、シャイバーニーによる後述であり、ここではアブー・ハニーフアの学説がほぼそのまま保存されている。すなわち、「アブー・ハニーフアは言った」という一文が冒頭についている。しかしその後約1世紀にわたりこれに後世のハナフィー派法学書により学説が付加されていくのであ

るが、その段階は大きく2つに分けることができることが分かった。

第1段階では、後の学説が、はっきりと原『基本書』と異なる文体で付け加えられた。この段階における学説は、「アブー・ハニーファの説からの類推によれば」と、その由来を示す形で提示されている。

しかし、その後に来る第2段階では、そのような表現が消え、また原『基本書』と後の不可の部分の文体が同じものに統一されている。見極めは多くの場合困難ではあるが、この段階において後世の学説がアブー・ハニーファに帰せしめられるという現象が散見される。そのことは、学説の主体が後世の法学者であっても、それをアブー・ハニーファの権威の下に通用させようとする意図があったことを示している。

第2の成果は、「アブー・ハニーファ讃を思想資料として利用するための基礎的考察」に結実した。

ここでは、マッキー『尊師アブー・ハニーファ讃』に収録された、アブー・ハニーファの美德を称える伝承の中で、彼が勤行に励んだという伝承と、彼の敬虔を証する伝承を選び出し、それぞれについて、第1世代の伝達者（情報発信者）の帰属と伝承家としての評価を調べ、それら伝達者を分類した。すなわち、ハナフィー派の伝記集に立項されているか否かという基準と、伝承家による伝記集において、最もしばしば「信頼できる者」と表現される者、「差し支えない者」と評される者、「薄弱な者」と評される者、そして無名の者のいずれに当たるかという基準に基づく分類である。そして次のような結果が得られた。すなわち、ハナフィー派に属しない優れた伝承家の占める割合は、勤行を証する伝承では10%以下なのにたいして、敬虔を証する伝承では約34%に達して、著しい対照をなしている。ぎゃくに、信頼できない伝承家または無名の（=伝承家としてもハナフィー派としても認知されていない）口伝者の占める割合は、勤行を証する伝承では約75%に達するのにたいして、敬虔を証する伝承では50%以下である。この違いは次のように説明することが可能である。

アブー・ハニーファが『讃』の記述にあるように本当に勤行に没頭していたかどうかは分からない。しかし、勤行がアブー・ハニーファの生前には最も重要な宗教的な徳目とみなされていたと考えれば、アブー・ハニーファに共鳴し追隨していた者の一部は、アブー・ハニーファが勤行に没頭していたという情報を発信したであろう。しかし彼らの多くは、伝承家によって伝承家としては失格の烙印を捺されるか忘却されてしまった（アブー・ハニーファ支持者であるがゆえに評価を下げた者もあったであろう）。さらに、アブ

ー・ハニーファの死後に敬虔が勤行よりも重視されるようになると、勤行を証する伝承があらたに創作ないし供給されることが少なくなっただけで、勤行を証する伝承に占める劣った伝承家または無名の口伝者の割合は高い水準で固定されることになった。

敬虔を証する伝承に関しては、敬虔という概念が9世紀になって宗教上の徳目として発展するようになったという説に従えば、伝承家からの攻撃にさらされたアブー・ハニーファを擁護するための一つの方法として、ハナフィー派がこれらを創作したと考えることができる。とくに、アブー・ハニーファがヒヤルによる解決を多用することで敵対者から非難を受けていた事実注意到こころ。ヒヤルとは、法的には直接に実現することができない、あるいは実現しようとする違法になる目的を、別の方法、たとえばそれ自体は合法的な複数の手続きを併せ用いることで達成する手段を指す。したがってヒヤルは、上掲の敬虔の定義とは真っ向から対立し、それゆえにアブー・ハニーファにたいする批判の主要な根拠の一つとなっていた。こうして見ると、アブー・ハニーファの敬虔を強調することは、その批判者にたいする最も直截的な反論といえる。このような動機に基づいて、ハナフィー派ないしその支持者は、アブー・ハニーファの敬虔を讃える伝承を創作したと思われる。その際、それらの伝承の創作者は、それをしばしば、ハナフィー派に属する者や評価の低い伝承家あるいは無名の者ではなく、優れた伝承家に帰せしめようとしたはずである。『讃』において、そうした伝承家が、アブー・ハニーファの敬虔を証する伝承中の最初の口伝者の1/3を超える高い割合を占めるのはそのためだと考えることができる。アブー・ハニーファを賞賛する伝承のある種のもものがその死後に高まった伝承家からのアブー・ハニーファ批判に対応するために伝達履歴ともども創作されたと考えれば、それらの伝承においては、伝承家によって信頼できると判定された口伝者を含む伝達履歴の比率が高くなることが予想される。勤行と敬虔を証する伝承の分析はこの予想を裏付けている。もちろんこの予想が一般に成り立つかどうかはなお検証を要するが、伝承家によって信頼できると判定された口伝者を含む伝達履歴の比率をもって、同一の主題（たとえばアブー・ハニーファの特定の徳目）に関わる伝承群が成立ないし流布した相対的な時期を推定する基準とすることができる場合があるという結論を得ることはできた。

もう一つの成果は、「バスラのズファル・「イマーム」の誕生」である。ここでは、おそらく9世紀初頭段階では高い評価を得ていたアブー・ハニーファの高弟の一人ズファ

ルがなぜ後半生を過ごしたバスラで名声を獲得し、同時になぜその死後評価が下がったのかを、年代記や法学書を資料として推定した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

1. 柳橋博之「シャイバーニー『アスル』の編纂過程 - カイロ写本「賃約の書」の分析から」『法制史研究』査読有, 58 (2009), 1-46.
2. 柳橋博之「アブー・ハニーファ讃を思想資料として利用するための基礎的考察」『日本中東学会年報』査読有, 23-1 (2007), 197-212.
3. 柳橋博之「バスラのズファル - 「イマーム」の誕生」『イスラム世界』査読有, 68 (2007), 47-68.

6. 研究組織

(1)研究代表者

柳橋 博之 (Yanagihashi Hiroyuki)
東京大学・大学院人文社会系研究科・准教授
研究者番号: 70220192